

金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」資料

グローバル金融規制改革と金融グループを巡る動向 ～ 銀行グループを中心に～

2015年 5月 19日

みずほ総合研究所

調査本部 金融調査部 小鈴 裕之



I グローバルな金融規制改革の動向

P. 2

主な内容

- ・主要な金融規制改革の進捗状況と今後の方向感
- ・規制改革が進行中での銀行グループの健全性・収益性

II 金融グループをベースとした規制・監督・ビジネスの流れ

P. 11

主な内容

- ・グローバルに見た規制・監督・ビジネスにおける金融グループの位置づけ

III 金融グループの業務範囲を巡る動向 ～ 銀行グループを中心に

P. 18

主な内容

- ・銀行グループの業務範囲規制に関する経緯・現状
- ・グローバル金融危機と銀行グループの業務範囲の関係

I グローバルな金融規制改革の動向

II 金融グループをベースとした規制・監督・ビジネスの流れ

III 金融グループの業務範囲を巡る動向 ～ 銀行グループを中心に

1. 金融危機の原因と国際的な金融規制改革の進展

- 2007～2008年のグローバル金融危機時に明らかとなった問題に対処するため、幅広い分野で金融規制改革が進展中

金融危機時の主な問題点とその再発防止に向けた改革メニュー

金融危機で明らかになった主な問題点

- ✓ 収益極大化に向けた金融機関の過大なリスクテイク
- ✓ 過大なリスクテイクの背後に潜むモラルハザード（大き過ぎて潰せない(Too Big To Fail)問題)
- ✓ 金融商品の複雑化とリスクの見えにくさ
- ✓ 金融市場の国際化によるリスクの広がり

FSB(金融安定理事会)やBCBS(バーゼル銀行監督委員会)等が中心になって検討

危機の再発防止に向けた主要な改革

銀行の健全性の強化 (バーゼルⅢ)

自己資本比率規制の強化

レバレッジ比率

流動性規制

システム上重要な 金融機関への対応

G-SIBサーチャージ

破綻時損失吸収力(TLAC)

実効的な破綻処理の枠組み

金融市場の透明性・ 安定性の確保

店頭デリバティブ

MMF

証券化

レポ・証券貸借

銀行からの 高リスク業務の隔離

米ボルカー・ルール

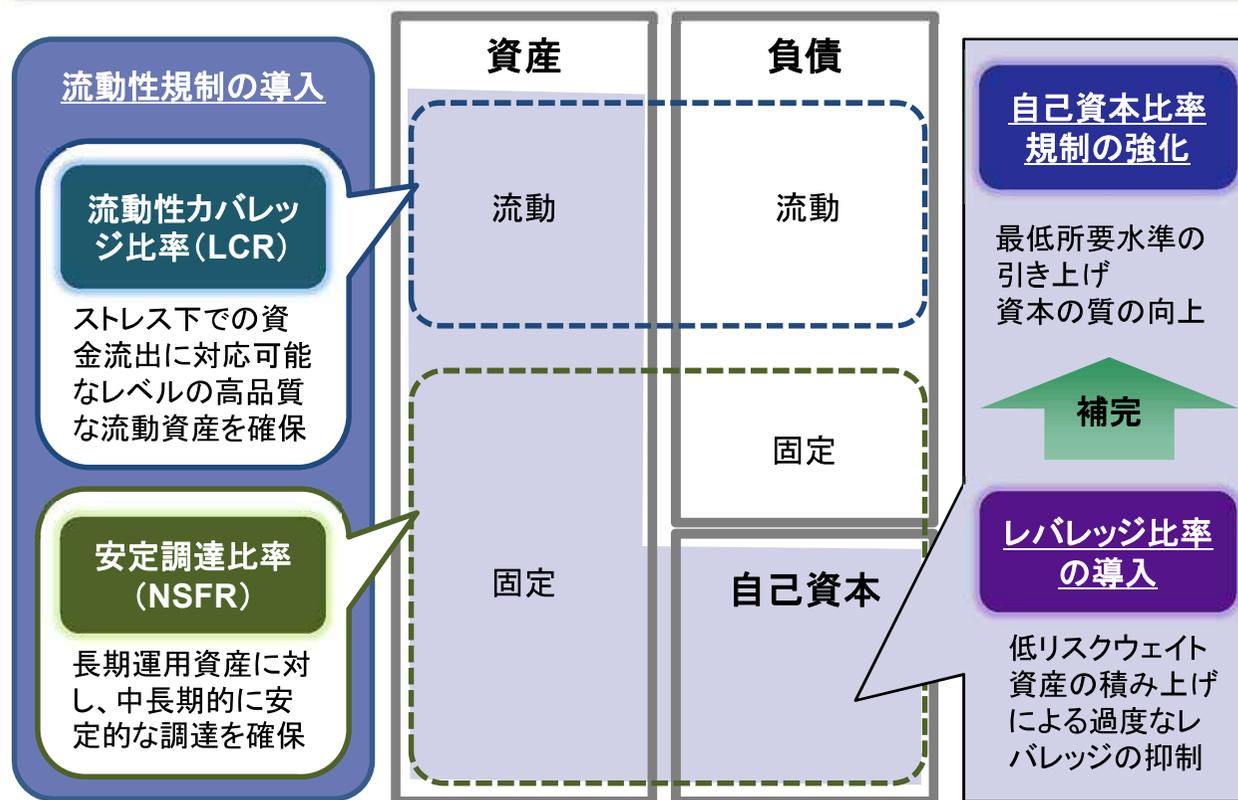
英リテール・リングフェンス

(資料) みずほ総合研究所作成

2. 銀行の健全性の強化(バーゼルⅢ)

- 2010年合意のバーゼルⅢにより、レバレッジ比率や流動性規制など新たな枠組みが導入
- さらに、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の取扱いや標準的手法の見直し/新たな資本フロアの導入、ソブリンリスクの取扱いなど、銀行セクターにとって影響の大きな項目が見直しのメニューに追加

銀行のバランスシートとバーゼルⅢ〔イメージ〕



(資料) みずほ総合研究所作成

BCBSによる主な見直し項目

項目	概要
銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の取扱い	現行の枠組みでは第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)の対象となっているものを、第1の柱(最低所要自己資本比率)に基づく資本賦課の対象とすることを含めて検討中
標準的手法の見直し/新たな資本フロアの導入	①簡素で比較可能性の高い標準的手法をリスク感応度を高める方向で見直し、 ②同手法に基づく資本フロア(所要自己資本の額の下限)を独自に精緻なリスク計測を行う内部モデル手法の採用銀行に導入との内容の市中協議文書公表
ソブリンリスクの取扱い	ソブリンリスク(国債保有に係る信用リスク等)の規制上の取扱いの見直しに着手(BCBSの2015・2016作業計画に記載)
レバレッジ比率規制の見直し	2018年から第1の柱へ移行することを視野に入れつつ、2017年までに定義・水準(現在3%)の最終調整が行われる予定

(注)「BCBS」はバーゼル銀行監督委員会

(資料) みずほ総合研究所作成

3. システム上重要な金融機関への対応

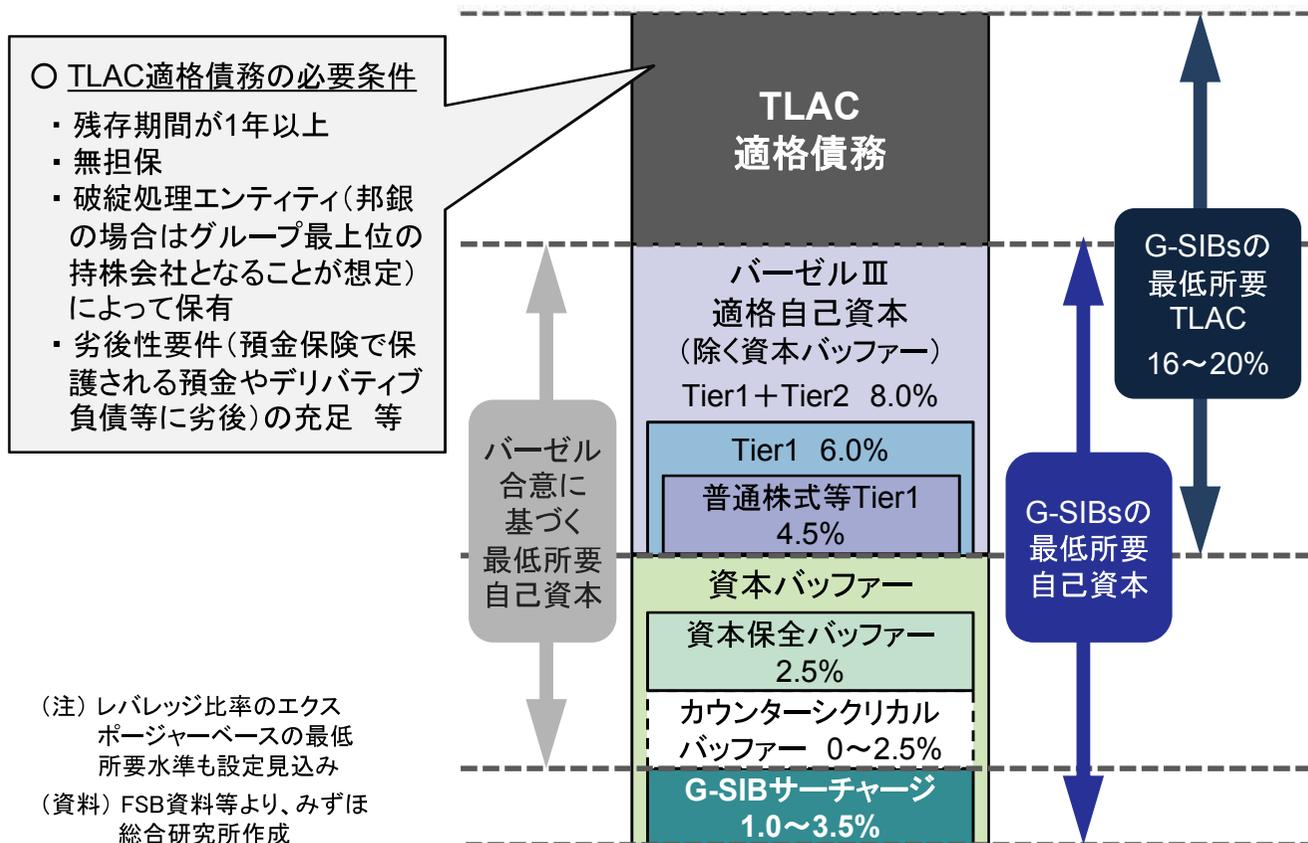
- 「大き過ぎて潰せない(Too Big To Fail)」問題を解消するため、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対し、①所要自己資本の上乗せ(G-SIBサーチャージ)や②破綻時に備えた総損失吸収力(TLAC)の確保などを追加要求 ※TLACについては現在市中協議の段階

G-SIBとサーチャージ水準

サーチャージ	グループ数	主な銀行グループ
3.5%	0	—
2.5%	2	HSBC(英) JPモルガンチェース(米)
2.0%	4	バークレイズ(英) BNPパリバ(仏) シティ(米) ドイツ銀行(独)
1.5%	6	三菱UFJ(日) クレディ・スイス(スイス) バンク・オブ・アメリカ(米) ゴールドマンサックス(米)
1.0%	18	みずほ(日) 三井住友(日) クレディ・アグリコル(仏) サンタンデール(西) UBS(スイス)

(注) 2014年11月時点
(資料) FSB資料より、みずほ総合研究所作成

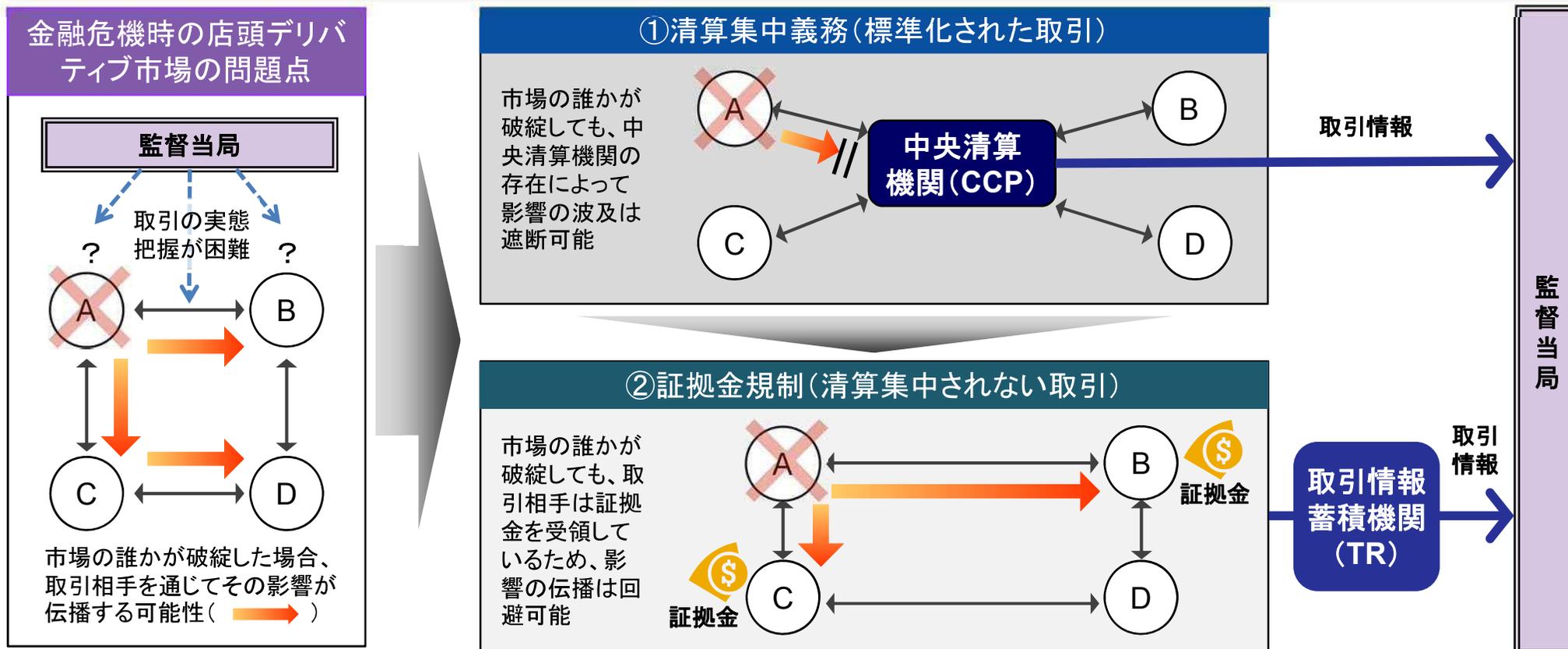
TLACの最低所要水準(リスクアセットベース(注))



4. 金融市場の透明性・安定性の確保(店頭デリバティブ市場改革)

- 店頭デリバティブ取引については、①標準化された取引は中央清算機関を通じた取引執行(清算集中)義務、②清算集中されない取引は証拠金規制などが課されることに

店頭デリバティブ市場改革の全体像〔イメージ〕



(資料) 金融庁資料より、みずほ総合研究所作成

5. 銀行からの高リスク業務の隔離

- 過度なリスクテイクを抑制するため、主要各国で高リスク業務を禁止・制限したり、預金業務を中心とするリテール銀行業務から切り離したりする動きあり

欧米主要各国の銀行に対する業務範囲規制〔イメージ〕

規制国/案名	対象銀行	預金業務	貸出業務	決済業務	マーケットメイク業務	ヘッジ取引	引受	自己勘定投資	ヘッジファンドへの投資
米国 ボルカー・ルール	米国内の銀行 米国拠点のある外国銀行	○	○	○	○	○	○	○	○
ドイツ・フランス 高リスク業務分離ルール	両国内の大手銀行	○	○	○	○	○	○	○	○
英国 リテール・リングフェンス	英国内の大手銀行	○	○	○	○	○	○	○	○
EU 銀行構造改革案 (2014年1月欧州委員会案)	EU内の大手銀行	○	○	○	○	○	○	○	○

(資料) みずほ総合研究所作成

6. 新たなリスクや脆弱性等への対応

- 市場型金融の変化(資産運用会社の台頭や緩和的な市場における投資家行動の積極化等)に起因するリスクへの対応や、コンダクトリスクへの対応等、新たなリスクや脆弱性等への対応が進行中
- そのほかにも、マネー・ローンダリングへの対応や、サイバーセキュリティ強化への取組みなど急速に拡大する金融犯罪への対処等も急務

新たなリスクや脆弱性等への主な対応

市場型金融に起因するリスクへの対応

- 資産運用業者に対する政策手段の検証(資産の投げ売り等に伴うシステミックリスクの軽減)
- 証券金融取引の担保についての掛け目(ヘアカット)の設定
- 証券金融に係るグローバルなデータの収集 等

マネー・ローンダリングへの対応

- FATFは、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合
- 加盟国は、金融機関の体制整備やテロリスト資産の凍結メカニズム等の面で法令整備が必要

コンダクトリスクへの対応

- 監督当局間の協力や国際的な規制の一貫性の促進
- リスクガバナンス、報酬構造等に関する改革の評価
- 金融市場の構造、実務基準、インセンティブを広く改善するための手法の検討 等

サイバーセキュリティ強化への取組み

- 手口が複雑・高度化するサイバー攻撃への対応
- 2014年11月成立のサイバーセキュリティ基本法では、重要社会基盤事業者(含む金融機関)に対し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めることを要求

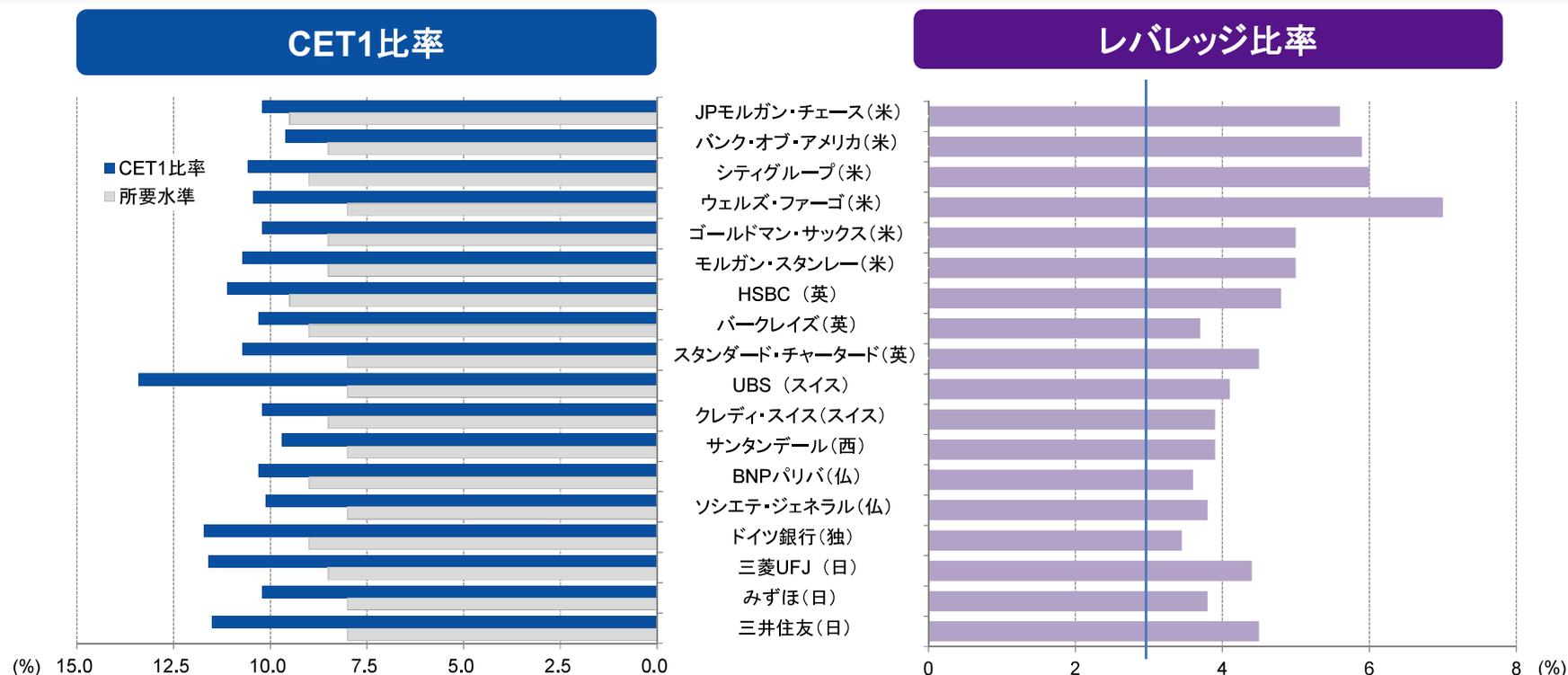
(資料) FSB資料より、みずほ総合研究所作成

(資料) みずほ総合研究所作成

7. 日米欧大手銀行グループの現状(健全性)

- 普通株式等Tier1比率については、各グループとも現行の所要最低水準を達成済み、レバレッジ比率も国際合意した試行的な最低水準(Tier1ベースで3%)をクリア
- ただし、追加的な規制の見直しが進む中、規制のハードルは今後一層上昇する可能性大

日米欧主要大手銀行グループの普通株式等Tier1(CET1)比率およびレバレッジ比率〔2014/12末〕



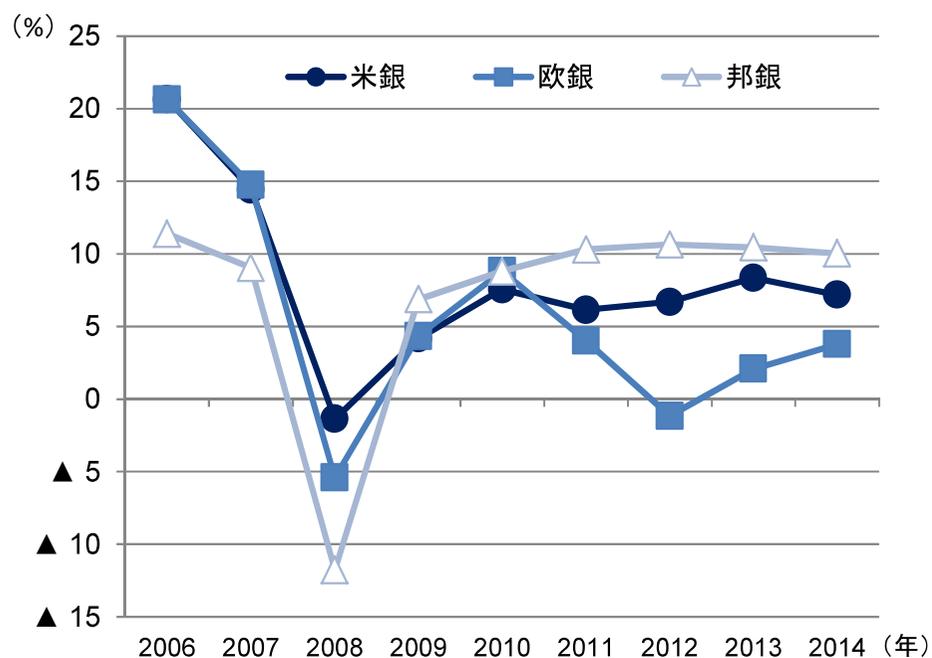
(注) ともに連結ベース、CET1比率は完全実施ベース(G-SIBサーチャージを含む)

(資料) 各グループ決算資料等より、みずほ総合研究所作成

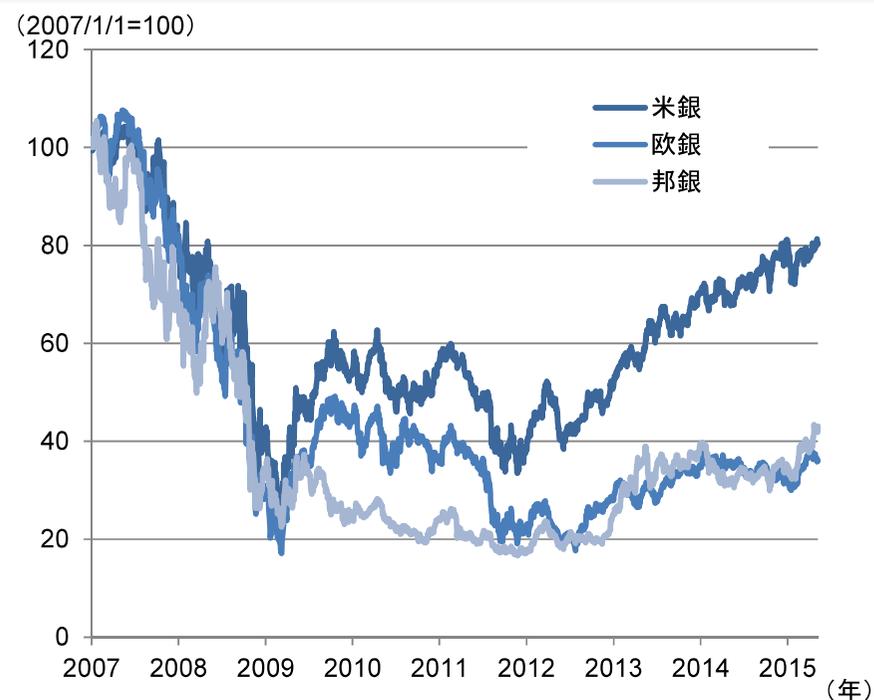
8. 日米欧大手銀行グループの現状(収益性)

- 高リスク業務からの撤退・縮小や規制対応コストの増加等もあり、大手銀行グループの収益性は全般的に金融危機前の水準を回復していない状況
 - － 株価も金融危機前のレベルに戻らず

ROEの推移(米銀・欧銀・邦銀)



株価の推移(米銀・欧銀・邦銀)



(注) 米銀はJPモルガン・チェース、バンク・オブ・アメリカ、シティグループ、ウェルズ・ファーゴ、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレーの平均値(ROEは年末)、欧銀はドイツ銀行、コメルツ、BNPパリバ、クレディ・アグリコル、ソシエテ・ジェネラル、サンタンデル、BBVA、クレディ・スイス、UBS、バークレイス、RBS、ロイズの平均値(同年末)、邦銀はみずほ、三菱UFJ、三井住友の平均値(同年度末、2014のみ2014/9期の純利益を2倍した推計値)
 (資料) Bloomberg、各グループ決算資料より、みずほ総合研究所作成

I グローバルな金融規制改革の動向

II 金融グループをベースとした規制・監督・ビジネスの流れ

III 金融グループの業務範囲を巡る動向 ～ 銀行グループを中心に

1. グループベースのガバナンス等に対する要請

- 金融危機等を経て、金融機関におけるグループベースでの強固なガバナンス体制構築の重要性や、金融グループの全体構造を理解した連結ベースの金融監督の必要性が、国際的な議論の中で改めて強調

－ BCBS(バーゼル銀行監督委員会)がそれぞれ諸原則を公表

「銀行のためのコーポレート・ガバナンスの諸原則(市中協議文書)」(2014年10月) 抜粋

【原則5】 グループ構造のガバナンス

グループ構造において、親会社の取締役会は、グループに対する全般的な責任を有し、また、グループやグループ内企業の構造・業務およびリスクに照らして適切で明瞭なガバナンスの仕組みを確保することについて、全般的な責任を有する。取締役会と上級管理職は、銀行の業務運営上の構造やそれが引き起こすリスクを知り理解すべきである。

「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則(バーゼル・コア・プリンシプル)」(2012年9月改訂) 抜粋

【原則12】 連結ベースの監督

銀行監督の重要な要素は、監督当局が、銀行グループが世界各地で行っている業務のすべての側面を適切に監視しつつ、必要に応じて健全性に関する基準を適用し、銀行グループを連結ベースで監督することである。

(資料) BCBS資料、日本銀行資料より、みずほ総合研究所作成

2. 金融グループを一体として捉えたアプローチ(国際的な金融規制改革)

【金融グループの破綻処理戦略】

- FSBの報告書(2014年11月)によれば、G-SIBsの多くの母国当局が「Single Point of Entry(SPE)戦略」を現時点における望ましい破綻処理アプローチとして位置付け。米国・英国・スイスは具体的なスキーム等を提示

【破綻時に備えた総損失吸収力(TLAC)の確保】(P.5参照)

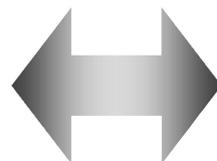
- FSBの市中協議文書(2014年11月)では、破綻処理権限が適用されるエンティティに対し、TLACの確保を要求することを提案(SPE戦略が想定される場合は、持株会社等がTLACを発行・保有)

金融機関の破綻処理におけるSPE戦略とMPE戦略

SPE (Single Point of Entry) 戦略

単一の破綻処理当局が、グループの頂点にある持株会社等に対してのみ、破綻処理権限を適用するアプローチ

- ✓ 持株会社等が発行する無担保債務の元本削減や普通株転換等を通じて、グループ内の損失を吸収
- ✓ 持株会社等の損失吸収力が十分であれば、傘下の業務子会社を破綻処理せずにビジネスを継続可能



MPE (Multiple Point of Entry) 戦略

複数の破綻処理当局が連携し、金融グループ内の複数の異なるエンティティに対し、破綻処理権限を適用するアプローチ

- ✓ 破綻処理の結果、金融グループは複数の部分に分割される可能性が高い
- ✓ 国や地域別に法的・業務的に分離されている場合や、独自に資本・資金を調達しており単独で存続可能な子会社群から構成される場合に有効な手法

(資料) FSB資料より、みずほ総合研究所作成

3. 金融グループをベースとした規制・監督の枠組み(諸外国の事例)

- 米国では、大手証券グループに対する監督枠組み(CSEプログラム(注)等)が十分に機能しなかったこと等を受け、FRBが大規模金融機関に対する監督を一元的に担う新しい枠組みへ移行
 (注) 米SECが2004年に導入した大手証券持株会社に対するグループベースの自発的な監督の枠組み
- 英国では、2012年金融サービス法により、金融監督当局の権限を、これまで規制の対象外であった「認可金融機関の親会社」(QPU:Qualifying Parent Undertakings)にまで拡大する枠組みが導入

米国の大規模金融機関監督の新たな枠組み[概要]

分野	検証項目
A. 金融機関の健全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本や流動性に係る計画・ポジション ✓ コーポレート・ガバナンス ✓ 再建計画の策定 ✓ 中核となるビジネスラインの管理
B. 金融機関の破綻時における影響の減少	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システム上重要な機能の管理 ✓ 銀行業務に対するサポート ✓ 破綻処理計画の策定 ✓ 金融安定に対するリスクに対処するための追加的なマクロプルーデンス監督のアプローチ

(資料) 米FRB“Consolidated Supervision Framework for Large Financial Institutions”
 (2012年12月)より、みずほ総合研究所

英国におけるQPUに対する規制枠組み[概要]

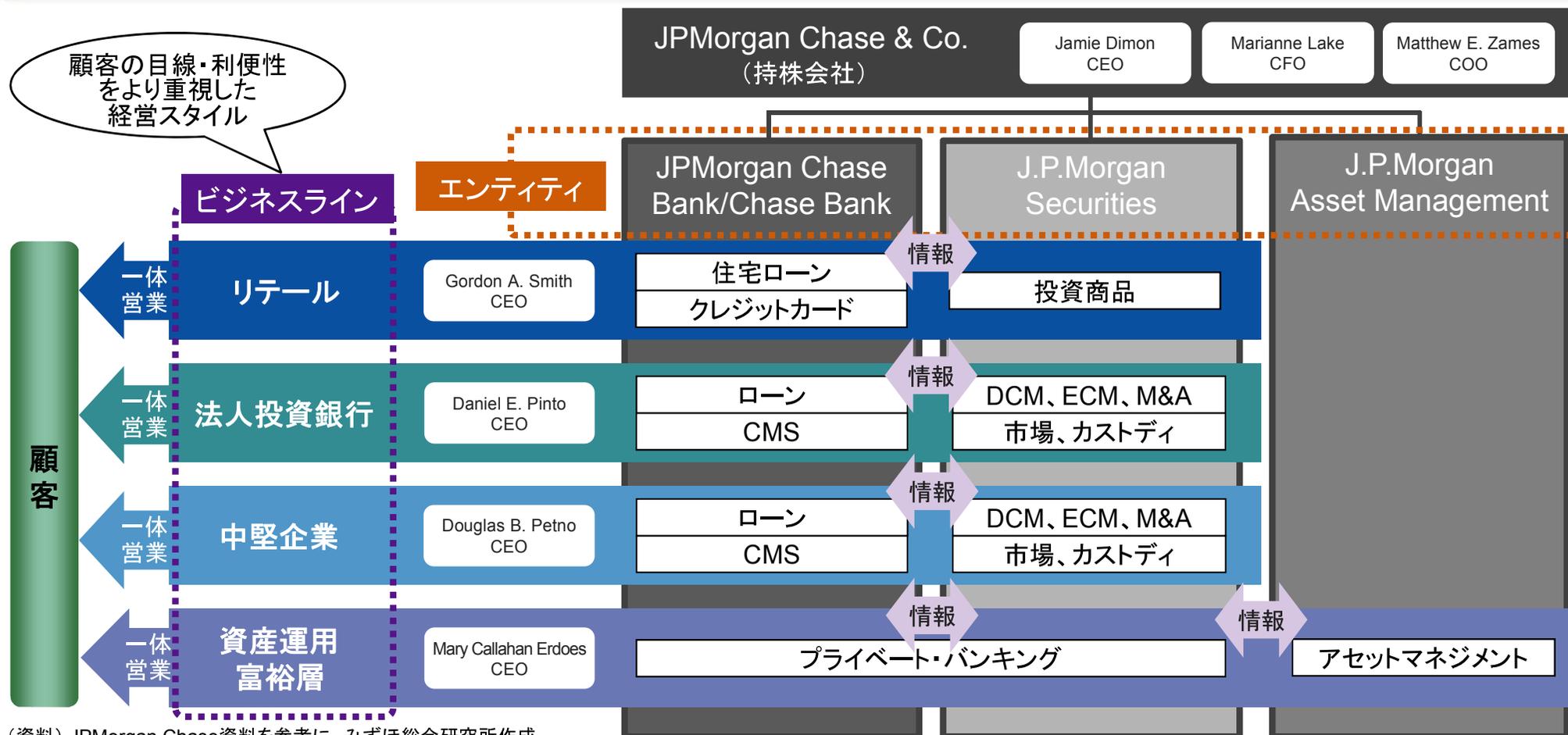
- ✓ 規制の対象となる親会社(QPU)は、英国に所在する金融持株会社等
- ✓ 一定の条件を充足する場合、金融監督当局(FCA・PRA)は、QPUに対して、指揮・監督権限の行使(direction:資産移転、配当停止、追加資本調達等)や情報提供の要請を行うことが可能
- ✓ 上記の権限行使を確保するため、金融監督当局はQPUに対して罰金の賦課や非難文書の公表を行うことが可能
- ✓ 金融監督当局は、自らがこれらの権限をどのように使用するかについての文書をあらかじめ公表する必要あり

(資料) 英PRA資料より、みずほ総合研究所

4. 欧米の大手銀行グループにおける経営体制①

- 米国の大手銀行グループは、エンティティを超えたビジネスライン単位での営業や組織運営・管理を実施

JPモルガン・チェース(米)のビジネス展開 [イメージ]

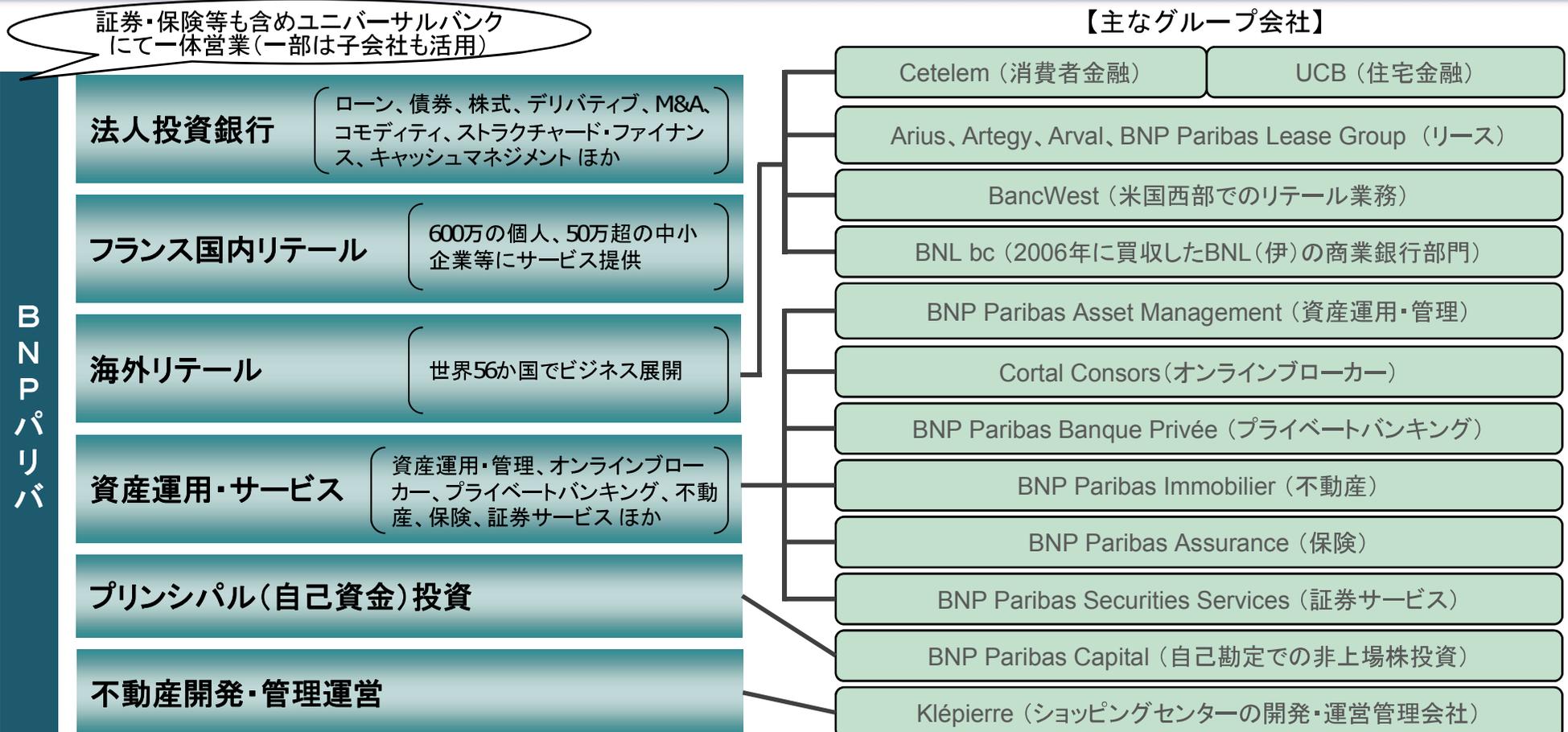


5. 欧米の大手銀行グループにおける経営体制②

- 欧州の大手銀行グループは、ユニバーサルバンク形態にて幅広い分野でビジネスを展開

BNPパリバ(仏)のビジネス展開〔イメージ、2006年時点〕

証券・保険等も含めユニバーサルバンクにて一体営業(一部は子会社も活用)

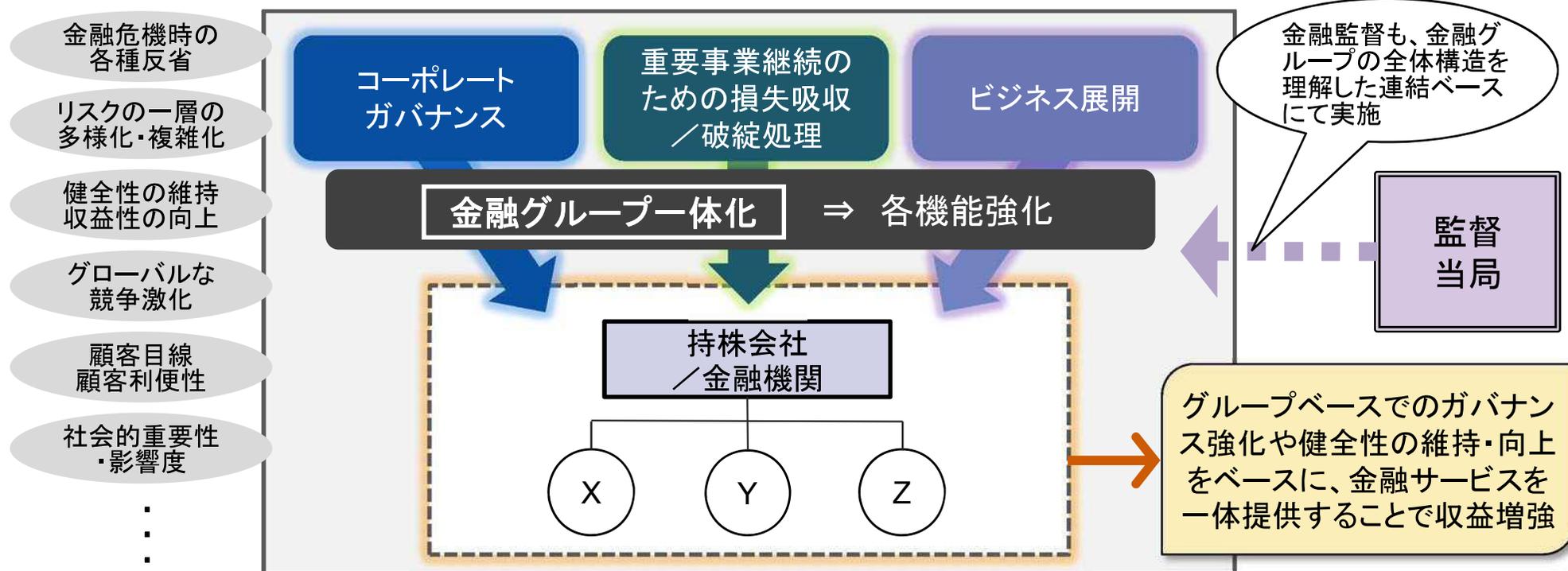


(資料) BNPパリバ資料を参考に、みずほ総合研究所作成

6. 金融グループに関するグローバルな方向感（イメージ）

- グローバルに見ると、金融に関する規制・監督・ビジネスなど様々な場面で、個々の金融機関ではなく金融グループを一体として捉え、その機能をより高度化していくことへの要請が一層高まっている状況
⇒ わが国の金融グループに関する制度は、こうしたグローバルな流れに対し、柔軟に対応できる枠組みとなっているかを再点検する必要があるのではないか

金融規制・監督・ビジネスにおける金融グループの位置づけ



(資料) みずほ総合研究所作成

I グローバルな金融規制改革の動向

II 金融グループをベースとした規制・監督・ビジネスの流れ

III 金融グループの業務範囲を巡る動向 ～ 銀行グループを中心に

1. 欧米における銀行グループを巡る規制の概要(業務範囲・出資)

- 米国では、銀行グループの取扱可能な業務は各種法令で限定され、銀商間の出資も制限(銀商分離)
- 一方、欧州では、銀行グループの取扱可能な業務や銀商間の出資に係る規制は限定的

欧米における銀行グループに対する業務範囲及び出資に関する規制

	銀行グループが取扱可能な業務	左記以外の事業会社に対する出資に関する規制	一般事業会社の銀行への出資に関する規制	
米 国	<p>【銀行持株会社(BHC)グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 銀行業務 ● 銀行業務に密接に関連する業務 <p>【金融持株会社(FHC)グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記に加え、以下の業務 ✓ 本源的金融業務 ✓ 金融業務に付随する業務 ✓ 金融業務を補完する業務 	<p>【銀行持株会社(BHC)グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議決権付株式の5%以下の保有、米国外でのみ営業を行う会社の株式の保有、中小企業投資育成会社(SBICs)の株式(50%未満)の保有等に限り可能 <p>【金融持株会社(FHC)グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記に加え、一定条件※のもと、マーチャントバンキング業務による出資が可能(持株比率の制限なし) <p>※日常的な経営関与不可、投資期間は原則10年</p>	<p>詳細後述</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 議決権付株式の25%以下の保有は認められているが、支配力を及ぼす保有は不可 ● 議決権付株式の10%以上を保有する場合、事前に監督当局の審査あり
E U	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行グループが取扱可能な業務や事業会社への出資については、以下を除いて特段の制限はない ✓ 事業会社(金融業務等を営む会社を除く)に対する議決権10%以上の出資等について、①1つの企業に対する出資額が金融機関の自己資本の15%を超える場合や、②出資額合計が金融機関の自己資本の60%を超える場合、各国当局の選択により以下のいずれかの措置を適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率の計算上、超過部分に対して1250%のリスクウェイトを適用 ・ 超過部分の株式保有を禁止 		<ul style="list-style-type: none"> ● EUにおける一般的な制限はない ● 但し、各国監督当局がその適格性に問題があると判断した場合、議決権の10%を超える株式の保有は不可 	

(資料) 米12U.S.C. § 1843、EU規則第575/2013、Institute of International Bankers 資料等より、みずほ総合研究所作成

2. 米国の「銀商分離」を巡る主な経緯

- 米国では、大恐慌時の銀行経営危機等を踏まえ、1933年銀行法(グラス・スティーガル法)によって、「銀証分離」とともに「銀商分離」を規定
- 1956年に銀行持株会社(Bank Holding Company:BHC)法が制定され、BHCの業務範囲は銀行業務および銀行業務に密接に関連する業務に限定(その後も銀商分離を厳格化する流れ)
 - － BHCは銀行の議決権付株式の25%超を所有・支配する会社等

米国の銀行・銀行持株会社法制の経緯

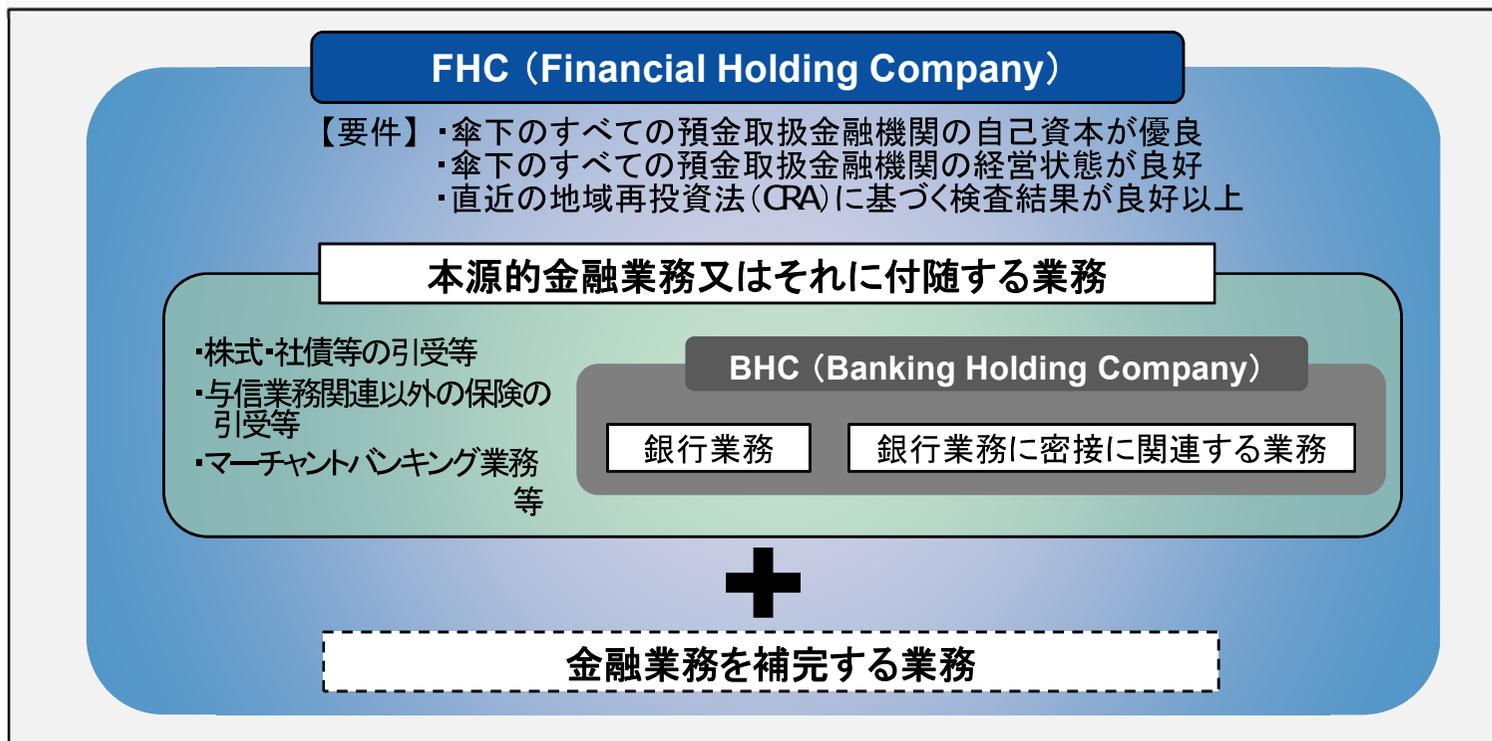
年	法律名	概要
1933年	銀行法 (グラス・スティーガル法)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行本体での証券業務の取扱いを禁止(除く米国債等の適格証券の取扱い等) • 銀行本体で実施できない証券業務に主として従事する会社の保有を禁止 • 銀行による保険業務その他の一般事業会社の所有・支配を原則禁止 • 銀行の議決権付株式の50%超を所有・支配する会社を銀行持株会社として規制
1956年	銀行持株会社 (BHC)法	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行の議決権付株式の25%超を所有・支配する会社あるいは取締役の過半数を選出する権限を有する会社をBHCと規定 • BHCの業務範囲を「銀行業および銀行業務に密接に関連する業務」に限定し、それ以外の業務を営む子会社は原則保有を禁止
1970年	BHC法改正	<ul style="list-style-type: none"> • 規制対象外であった単一銀行持株会社(持株会社傘下に銀行が1つ)による銀商混合が問題視されことを受け、規制対象に追加 ⇒ 銀商分離の厳格化
1987年	銀行競争力 平等化法 BHC法改正	<ul style="list-style-type: none"> • BHC法上は「銀行」ではない、銀行法上の銀行(ノンバンクバンク)を通じた銀商混合が問題視されたことを受け、「銀行」を預金保険加入銀行と定義し、ノンバンクバンクの設立を禁止 ⇒ 銀商分離の厳格化 (ただし、1987年3月以前に制定された州法に基づき認可された産業金融会社(ILC)等は、預金保険に加入している場合でも、一般事業会社による継続保有を容認)

(資料) 米FRB資料等より、みずほ総合研究所作成

3. 米国GLB法におけるFHCの創設

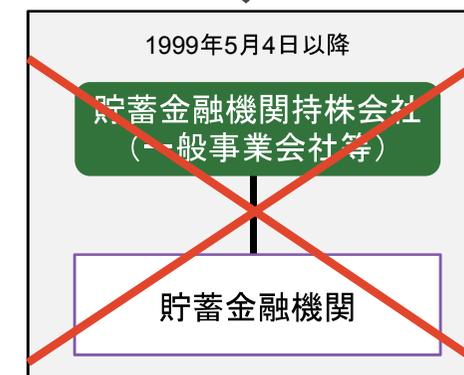
- 1999年に成立したグラム・リーチ・ブライリー（GLB）法により、金融持株会社（Financial Holding Company: FHC）の枠組みが創設。一定の要件を充たすBHCは、FHCへの移行が認められ、「本源的金融業務又はそれに付随する業務」や「金融業務を補完する業務」の取扱いが可能に
 - 一方、銀商分離の原則については維持（規制の抜け穴をふさぐなど一部厳格化も）

FHCの業務範囲〔イメージ〕



規制の抜け穴への対応

1999年5月4日以降に単一貯蓄金融機関持株会社は認可されず、既存の単一貯蓄金融機関についても、一般事業会社による買収を禁止



(資料) 米12CFR § 225等より、みずほ総合研究所作成

4. 米国FHCの「本源的金融業務又はそれに付随する業務」の概要

- FHCの「本源的金融業務又はそれに付随する業務」については、連邦規則集に列挙
- ただし、列挙されていない業務であっても、FHC等がFRBに判定を求めることが出来るなど、柔軟で拡張性のある枠組み

本源的金融業務又はそれに付随する業務の概要

本源的金融業務（BHC法の銀行業務を含む）

- ・ 現金・有価証券の貸付、交換、送金、投資及び保管
- ・ 保険の引受、販売代理およびブローカー業務（年金を含む）
- ・ 金融・投資・経済に関する助言業務（投資会社向けを含む）
- ・ 有価証券の引受、ディーリング、マーケットメイク、一定のマーチャントバンキング業務 等

BHC法の銀行業務に密接に関連する業務等

- ・ 与信関連業務（不動産評価、信用照会等）、リース、信託業務、投資助言業務、適格証券（国債・政府保証債等）の引受等、経営コンサル、与信業務に関連する保険販売・引受等 等

FRBが認めた業務

- ・ ファインダー業務（取引を交渉、成立させるために、製品・サービスの買い手や売り手を集めるための手段の提供）

個別に認可が必要な業務

- ・ 現金・有価証券以外の金融資産の貸付、交換、移転、投資及び保管 等

限定列挙されていない業務の判定の要請（12CFR § 225.88）

- ・ 連邦規則集に列挙されていない業務が本源的金融業務又はそれに付随する業務に該当するかFRBに判定を求めることが可能

- ① 判定を求める業務の内容等をFRBに提出
- ② FRBは要望事項を検証（財務長官との協議等を行い、FRBが必要と判断する場合、要望事項についてパブリックコメントに付す）
- ③ FRBは上記②の手續の完了後60日以内に対応を決定するよう努める

（資料）米12CFR § 225.86・88等より、みずほ総合研究所作成

5. 米国FHCの「金融業務を補完する業務」の概要

- 「金融業務を補完する業務」(補完的業務)は、FRBが個別に認可を行うこととされており(≠限定列举)、連邦規則集では認可にあたっての考慮事項を規定
- 現在、認められている主な補完的業務は、商品現物関連業務
 - ただし、FHCによる商品現物関連業務の拡大や当該業務に係るリスクの変化等を踏まえ、FHCの商品現物関連業務のあり方に関する議論あり

補完的業務の認可における考慮事項

- ① 当該業務が、当該FHCの従事している金融業務にとって補完的であること
- ② 当該業務を行っても、預金取扱金融機関の安全性健全性及び金融システム全般に重大なリスクを及ぼさないこと
- ③ 当該業務を承認することによる公衆への利便性が想定し得る弊害を上回ると合理的に期待できること

※判断基準はルール化されておらず、個別事案ごとに判断

(資料) 米12CFR § 225.89等より、みずほ総合研究所作成

補完的業務の認可状況

- ・補完的業務については、これまで13のFHCが商品現物関連業務の認可を取得(注)
 - 2003年：シティグループ
 - 2004年：UBS、バークレイズ
 - 2005年：JPモルガン・チェース
 - 2006年：ドイツ銀行、ソシエテ・ジェネラル、ワコビア、フォルティス
 - 2007年：バンク・オブ・アメリカ、クレディスイス、BNPパリバ
 - 2008年：ウェルズ・ファーゴ、RBS、(ゴールドマンサックス、モルガンスタンレー)

(注) ()内の2社は、2008年にBHC認可を受けた際の経過措置条項により認められている。商品現物関連業務以外では、ウェルポイントが医療関連業務の認可(2007年)を取得した事例あり

[例] シティグループの認可条件

- ① FHCが保有する商品現物の市場価値が連結Tier1の5%以下
- ② 米国先物取引所での取引が認められている原資産商品に限定
- ③ 商品の抽出、運搬、保管、流通のための施設保有等を禁止
商品の処理、精製、その他変更を禁止

(資料) 米FRB資料等より、みずほ総合研究所作成

6. 【参考】銀行グループを巡る規制の日米比較(業務範囲・出資)

銀行グループの業務範囲〔日米比較〕

規制体系			規制対象		
	日本	米国		日本	米国
原則	限定列举	限定列举	対象	<ul style="list-style-type: none"> 銀行及びその子会社等 銀行持株会社及びその子会社等 銀行主要株主 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行及びその子会社等 BHC及びFHCグループ
原則を補完する枠組み	<ul style="list-style-type: none"> 「その他の銀行業に付随する業務」における弾力性ある枠組み 	<ul style="list-style-type: none"> 「銀行業務に密接に関連する業務」等における柔軟性・拡張性ある枠組み 「本源的金融業務又はそれに付随する業務」等における柔軟性・拡張性ある枠組み 「金融業務を補完する業務」における個別承認の枠組み 	主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 【銀行主要株主】 議決権20%以上を保有する株主を銀行主要株主として規制(本体・子会社とも業務範囲に制限なし) 【銀行持株会社】 銀行持株会社本体の業務範囲は子会社の経営管理等に限定 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権付株式を25%超所有し銀行を保有・支配する会社をBHCとして一元的に規制 BHC及びFHC本体は子会社の経営管理等に限定されず、幅広く業務を行うことが可能

(資料) みずほ総合研究所作成

銀商間の出資〔日米比較〕(イメージ)



7. グローバル金融危機と銀行グループの業務範囲

- グローバル金融危機の原因は、収益極大化のための金融機関による過度なリスクテイクや、金融商品の複雑さ・不透明さとレバレッジの組み合わせ、監督体制の不十分さなどが一般的に指摘
- ボルカー・ルールなど、銀行グループの業務範囲規制を強化する動きはあるものの、禁止・制限等の対象は高リスク業務の取り扱い(P.7参照)

G20ワシントンサミット首脳会合 宣言 (2008年)

この10年弱の高い世界経済の成長、資本フローの伸び及び長期にわたる安定が続いた期間に、市場参加者はリスクを適正に評価せず、より高い利回りを求め、適切なデュー・ディリジェンスの実施を怠っていた。同時に、脆弱な引き受け基準、不健全なリスク管理慣行、ますます複雑で不透明な金融商品及びその結果として起こる過度のレバレッジが組み合わさって、システムの脆弱性を創出した。いくつかの先進国において政策立案者、規制当局及び監督当局は、金融市場において積み上がっていくリスクを適切に評価、対処せず、また金融の技術革新の速度について行けず、あるいは国内の規制措置がシステムにもたらす結果について考慮しなかった。

(資料) 外務省ホームページより、みずほ総合研究所作成

米国金融危機調査委員会(FCIC)報告書 (2011年)

- ✓ 幅広い分野における金融規制の失敗
 - － 有害な住宅ローンの潮流をせき止めることが出来なかったFRBの失敗を含む
- ✓ コーポレートガバナンスの劇的な崩壊
 - － あまりに多くの金融機関が、無謀に行動し過度なリスクテイクを行ったことを含む
- ✓ 家計と金融業界による過度な借入とリスクの爆発的な混合
 - － こうした混合が金融システムを危機へと誘導
- ✓ 政策立案者による危機への準備の不適切さや、自らが監督している金融システムに対する十分な理解の欠如
- ✓ すべてのレベルにおけるアカウントビリティや道德律の全般的な不履行

(資料) 米FCIC資料より、みずほ総合研究所作成

8.【参考】グローバル金融危機時に経営悪化・破綻した主な金融機関

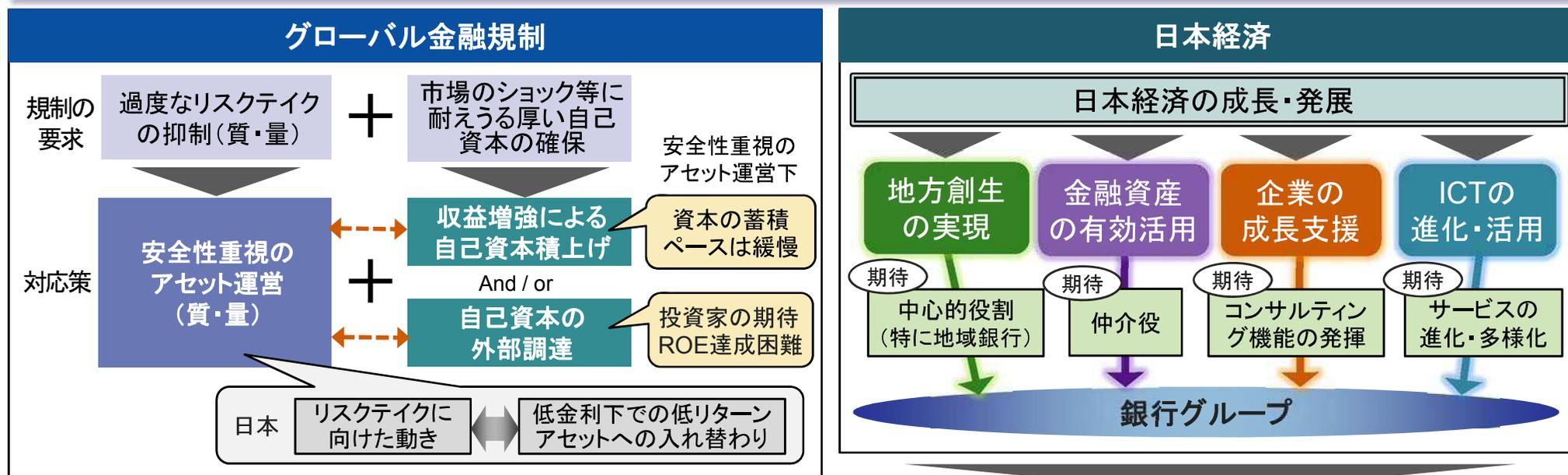
米国			欧州		
年月	金融機関〔業態〕	内容	年月	金融機関〔国・業態〕	内容
2007年4月	ニュー・センチュリー・フィナンシャル〔住宅金融〕	破綻	2008年2月	ノーザン・ロック〔英・銀行〕	国有化
2008年3月	ベア・スターンズ〔証券〕	JPモルガンチェースが買収	2008年9月	HBOS〔英・銀行〕	ロイズTSBが買収
2008年9月	リーマン・ブラザーズ〔証券〕	破綻	2008年9月	ブラッドフォード&ビングレー〔英・銀行〕	国有化
2008年9月	メリルリンチ〔証券〕	バンク・オブ・アメリカが買収	2008年9月	フォルティス〔蘭・銀行〕	一部国有化 一部をBNPパリバが買収
2008年9月	AIG〔保険〕	資金融資・公的資金注入	2008年9月	デクシア〔ベルギー・銀行〕	公的資金注入
2008年9月	ゴールドマン・サックス〔証券〕 モルガン・スタンレー〔証券〕	銀行持株会社に転換	2008年10月	カウプシング、ランズバンク、グリトニル〔アイスランド・銀行〕	公的管理下に
2008年9月	ワシントン・ミュチャル〔貯蓄金融機関〕	JPモルガンチェースが買収	2008年10月	ハイポ・リアルエステート〔独・住宅金融〕	資金融資
2008年9月	ワコビア〔銀行〕	ウェルズ・ファーゴと合併	2008年10月	RBS、ロイズ〔英・銀行〕	公的資金注入
2008年11月	シティグループ〔銀行〕	公的資金注入、保有資産政府保証	2008年10月	UBS〔スイス・銀行〕	公的資金注入
2009年1月	バンク・オブ・アメリカ〔銀行〕	公的資金注入、保有資産政府保証	2008年10月	ING〔蘭・銀行・保険〕	公的資金注入
			2008年10月	バイエルン州立銀行〔独・銀行〕	公的資金注入
			2008年11月	コメルツ〔独・銀行〕	公的資金注入

(注)「年月」については、「内容」欄の対応が複数回の場合は初回対応時を記載
(資料)預金保険機構資料等より、みずほ総合研究所作成

9. わが国銀行グループ規制に関する方向感(イメージ)

- 「グローバルな金融規制強化の中での既往ビジネスモデルの難しさ」に加え、「地方創生をはじめとする日本経済の成長・発展に貢献するための多種多様なアプローチの確保」という面からも、一層の創意工夫を可能とする方向で業務範囲規制を中心にわが国銀行グループ規制を見直す必要があるのではないか

わが国銀行グループ規制の見直しニーズの高まり



既往のビジネスモデルのみではこうした状況の打開は困難

銀行自身や地元地域のリソースなど特色を生かした形での多種多様なビジネスモデルの追求・実現ニーズ

創意工夫の余地を広げる形での銀行グループ規制の見直し

(資料) みずほ総合研究所作成